

第6章 土佐市地域福祉活動計画

【1】土佐市地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 社会福祉協議会の役割

住民が少しでも幸せを感じる住み良い地域、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域をつかっていくためには、地域の各種住民組織や地域資源（人的資源や物的資源など）が有機的にそれぞれの役割を担い、みんなで知恵と力を出し合うことによって地域住民の福祉意識を高めていこうとする姿勢が必要です。

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を強化するために、昭和26年頃から全国で設立が進められてきました。

土佐市社会福祉協議会は昭和38年に財団法人として設立認可され、昭和45年に社会福祉法人に移行しました。これまで約半世紀の間、地域の福祉課題を解決する民間団体として、住民の福祉ニーズ・福祉課題の明確化、福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動などを担ってきました。

また、各地域に必要な福祉サービスの提供や相談支援、福祉サービスの利用援助などを行ってきました。

平成12年に社会福祉法が改正され、社会福祉協議会は同法の第109条において「地域福祉を推進するための中核となるべき団体」として位置付けられ、より大きな使命を担うこととなりました。

土佐市社会福祉協議会では、地域社会の支え合いのあり方を視野に入れながら、様々な地域の関係団体や、行政、社会福祉事業者など幅広い機関と一体となった協働により、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指しています。

2. 地域福祉活動計画の意義

社会福祉協議会は社会福祉法の中で地域福祉を推進することを目的とした中核的な組織として明確に位置付けられています。「土佐市地域福祉活動計画」は、土佐市社会福祉協議会が主体となって策定する活動の自主的な行動計画であり、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取り組みについて体系化したものです。

「地域福祉活動計画」は、地域が抱える福祉課題を明確にし、課題解決のためにできること、すべきことを整理し、中・長期的な視点で地域の福祉力を高めるためのビジョンのもと、住民・民間団体・行政・社会福祉協議会による協働作業による計画です。

また、土佐市が策定する「地域福祉計画」と基本理念や考え方を共有し、整合性を保つものです。

社会福祉協議会は、地域住民のニーズに応えるため、地域住民をはじめ関係機関・団体等と協力し、福祉活動や地域に根付いた取り組みの支援などを軸に、この計画に沿って活動を展開していきます。

3. 主な活動内容

社会福祉協議会が行う主な活動の内容（定款の規定による）は以下のとおりです。

- ①社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究、住民の参加のための援助
- ②社会福祉を目的とする事業に関する普及、宣伝、連絡、調整、助成
- ③共同募金事業、生活福祉資金貸付事業
- ④居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴事業
- ⑤福祉用具貸与、機能回復訓練、障害者福祉サービスの各事業
- ⑥心配ごと相談、福祉サービスの各事業
- ⑦ボランティア活動の振興
- ⑧その他福祉活動

